

平成28年度公立大学法人公立鳥取環境大学年度計画

I 大学の教育等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①入学受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確化

○ アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、平成28年度入試と同様に一般入試と特別入試（AO、推薦）を引き続き実施します。推薦入試については、専門高校枠・地域枠のあり方について検討します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も引き続き実施します。（No.1）

○ 文部科学省から示される三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、全学の三つのポリシーの策定及び学部の三つのポリシーの見直しについて検討します。（No.2）

②教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明確化

○ 学部毎に定めた新カリキュラムを含めカリキュラム・ポリシーに基づいて編成された授業科目について、新カリキュラムでは、各学部の専門科目を他学部の人間形成教育科目として数科目（平成27年度に定めたカリキュラム改革である公立鳥取環境大学版リベラルアーツ科目として）を開講し、さらに充実した教育を展開します。（No.3）

○ 文部科学省から示される三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、全学の三つのポリシーの策定及び学部の三つのポリシーの見直しについて検討します。（再掲 No.2）

○ 引き続き指導教員（チューター）が個々の学生の履修相談に応じ、支援します。（No.4）

○ 教育目標の達成については、成績調査や授業評価アンケート等により引き続き毎学期検証を行います。平成27年度に実施した授業評価アンケート結果等を参考に、授業方法の改善を行います。授業評価アンケートの内容や運用方法については、必要に応じて見直しを行い、教育方法の向上に役立てます。（No.5）

○ 単位互換制度について、環境教育における4大学連携をはじめとする大学間連携事業を通じて、他大学との単位互換を引き続き推進します。（No.6）

○ 実験科目や教職課程科目の配当年次を見直し、教職を目指す全ての学生に適切な教育を行い、教育実習時期・受入校を検討し依頼します。（No.7）

③公立鳥取環境大学版リベラルアーツの推進

○ 公立化後4年が経過し、様々な課題や問題が明らかになっています。本学の教育目標を達成するためにも、平成28年3月に定めた公立鳥取環境大学版リベラルアーツを推進していきます。これにより、環境マインドに基づく自然科学（数学を含む）、社会科学（経済、経営、歴史等）、人文科学（文学、哲学）、外国語等、深い教養の下地となる基礎教育をリベラルアーツの基礎とし、これを深化する教育の推進を進めていきます。

(No.8)

④学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の明確化

- 新カリキュラムを含め各学部のディプロマ・ポリシーに従い、引き続き学位を授与するための教育内容を随時、検討します。(No.9)
- 文部科学省から示される三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、全学の三つのポリシーの策定及び学部の三つのポリシーの見直しについて検討します。(再掲 No.2)
- 各授業の成績評価項目・基準は、引き続きあらかじめシラバス（授業計画）に明示し、ガイダンス等で説明するとともに、成績を厳正に評価します。(No.10)
- 各学期終了後、引き続き保護者に対しても成績を通知します。(No.11)
- 欠席状況や成績状況を基に学習意欲が少ないと判断される学生には、引き続き学生生活・就職担当副学長、指導教員（チューター）、事務局が連携し、必要に応じて保護者を加え履修指導、生活指導を行います。(No.12)
- 引き続き科目毎の学生成績情報や授業評価アンケート結果等を活用し、授業の改善につなげるとともに、FD（ファカルティ・デベロップメント＝授業内容・方法を向上させるための取組）研修等を通じて授業の実施方法や評価方法を高めます。(No.13)

⑤社会で必要な基礎力を実践的に学ぶ体系整備

- 教育課程の中に配置した人間形成教育科目群（総合教育科目、環境基礎科目、外国語科目、情報処理科目、キャリアデザイン科目及び総合演習科目）の新カリキュラム1年次開講科目を含め引き続き開講します。(No.14)

〔総合教育科目〕

地理・歴史・文化等の幅広い知識や、数学や理科などの基礎的学力を学ぶ科目や、鳥取特有の自然や歴史文化などを学ぶ「鳥取学」、社会人として通用する国語力を養成する「文章作成1・2」や「特別実習・演習」などの科目

〔環境基礎科目〕

環境問題について基礎知識と自ら行動する意識を修得させるための「環境学概論」

〔外国語科目、情報処理科目〕

実践的な英語コミュニケーション能力を養成するため、学生の習熟度に合わせたクラス編成した「Intensive English 1～8」の1年生科目は、1コマを45分とし同じ科目を週2コマ開講する。2年次「インテンシブ・イングリッシュ7・8」及び「中国語」「韓国語」「ロシア語」

実社会で役立つ情報処理能力を養成する情報処理科目「情報リテラシー1・2」

〔キャリアデザイン科目〕

自分らしい生き方や働き方を、自らが考え探し出していくことができる人材を育成する「キャリアデザインA」（新カリキュラム科目はフレッシューズセミナーを含む）
「キャリアデザインⅡ・Ⅲ」

〔総合演習科目〕

学部混成の少人数グループで地域課題や環境問題に取り組み、コミュニケーション

力やプレゼンテーション力を育成する「プロジェクト研究1～4」

- 平成27年度、環境学部は数学、物理の2科目、経営学部は数学について、リメディアル教育を実施しましたが、平成28年度はさらに各学部に必要な基礎学力の内容について検討し、リメディアル教育の内容を改善します。(No.15)
- 社会人としての豊かな感性の醸成につなげるよう引き続き図書館の図書やレファレンス機能を充実します。(No.16)

⑥大学院改革

- 4月に修士課程として開設した大学院の環境経営研究科について、博士課程の設置を検討します。(No.17)
- 新大学院 環境経営学研究科では、各ポリシーに基づきカリキュラムを実施します。また、2年生の環境情報学研究科は昨年同様に実施します。(No.18)
- 文部科学省から示される三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、全学の三つのポリシーの策定及び学部の三つのポリシーの見直しについて検討します。(再掲 No.2)

⑦高等学校等との連携

- 県内高等学校長との意見交換会、高校教員説明会等を通じて、引き続き大学と高等学校との間で情報共有を行い、教育内容の向上を図ります。(No.19)
- 鳥取県教育委員会と締結した協定に基づき、引き続き鳥取県教育委員会と大学相互の教育の充実・発展に取り組めます。(No.20)

⑧国際社会で活躍できる人材の育成

- 英語教育については、引き続きコミュニケーションに重点を置いた「Intensive English 1～8」により、実践的な英語力を養成します。(No.21)
- 英語村では、スタッフと会話しながら英語を理解する力や伝える力をより高めるために、活動内容の充実強化を図ります。(No.22)
- 「中国語」「韓国語」「ロシア語」を引き続き開講し、語学教育を充実します。(No.23)
- 平成28年度も引き続き清州大学（韓国）との間で相互に留学を実施するとともに、清州大学、ウラジオストク国立経済サービス大学（ロシア）及びミドルベリー大学（米国）等との交流を継続します。(No.24)
- TOEIC 等語学関連資格の取得を支援するため、引き続き対策講座を開講し、TOEIC 600点以上を獲得した学生を表彰します。(No.25)

⑨学生確保のための継続的見直し

- 進学相談会、オープンキャンパス等の直接受験生やその保護者と接触する機会や、新入生アンケート及び新入生保護者アンケートにより、大学選びの基準や教育内容に対する期待や意見等を集め、その結果を教職員全員が情報共有し、引き続き学生募集活動や教育内容等の充実に役立てます。(No.26)
- 教育の取組や現状については、高校訪問や在学生による母校訪問、高校教員対象説明会等で説明するとともに、大学案内や大学ホームページ等に掲載することにより、引き続き適切に受験生、保護者に伝えます。(No.27)

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

①教育・研究活動を推進する人事制度の構築

- 環境学部及び経営学部では、文部科学省に提出した計画に基づく教員配置に加え、リベラルアーツの推進やカリキュラム改革に必要な教育・研究体制を整備するため、平成28年度に3名の教員を増員配置(平成29年度までに9名)します。(No.28)

②教員評価制度・任期制の導入

- 教員は年度当初に教育・研究・社会貢献等ごとに目標を定め、その目標に向かって努力していく教員評価制度を引き続き実施します。教員の新規採用時は5年任期とするものの、労働契約法の改正により無期労働契約への転換規定(教員の場合は10年経過後)が導入されたことから、更新基準を明確にするるとともに、周知を図ります。(No.29)

③学科分野の充実

- 今後進めていくカリキュラム改革に伴い、平成28年度は環境学部では化学、経営学部では会計学、人間形成教育センターでは英語分野の専任教員を増員配置します。(No.30)

(3) 教育の質の改善及び向上に関する目標を達成するための措置

①継続的な教育内容の質的向上

- 教員は授業評価アンケート結果に対し、「授業の反省と改善」に関するレポートをFD委員会に提出し、より改善に取り組んでいきます。(No.31)
- 認証評価制度に関する省令の改正(平成30年4月改正予定)に伴い、第三期認証評価において大学における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み(内部質保証の機能)に関して重視されることから、IRを含めた内部質保証を推進していく責任体制及び組織体制について検討します。(No.32)

②教育・研究組織の見直し

- 平成28年4月に開設する大学院環境経営研究科が円滑に運営されるように努めるとともに、今後、博士課程の設置を検討します。(No.33)
- 「地(知)の拠点大学事業」(文部科学省)に対応する、将来にわたるカリキュラム改革を引き続き検討し教育内容の質的向上を目指します。(No.34)
- また、教育・研究活動の進展や社会に要請に対応していくため、教育・研究組織の見

直しを検討していきます。(No.35)

③学部完成後の教育目的の達成状況の確認と教育内容の継続的見直し

- 4年間の教育目的の達成結果と就職結果等を総括し、平成28年度以降の教育改善を図るため、卒業生に対して4年間を通しての教育に対する満足度を調査します。その結果を基に教育の質の向上を図ります。(No.36)

④継続的な教育方法の改善

- 教員は授業評価アンケート結果に対し、「授業の反省と改善」に関するレポートをFD委員会に提出し、より改善に取り組んでいきます。(再掲 No.31)
- 本学主催のFD研修会を複数回開催する他、他大学、機関が実施する研修会への参加やワークショップ等を通じて教員間の連携を深め、大学全体として授業改善に取り組んでいきます。(No.37)

⑤実践的な教育の展開

- 「キャリアデザインⅡ」「鳥取学」等の科目において、地域の企業、各種団体、地元の方々を講師として招きます。(No.38)
- 一・二次開講科目である「プロジェクト研究1～4」で、地域における具体的な課題などをテーマに、フィールドワークの要素も加え演習を行います。また、「環境学フィールド演習」を開講し環境についての幅広い専門知識の全体像を、体験を通じて理解したうえで、各学部の専門を踏まえ「プロジェクト研究5・6」を行います。(No.39)
- 地域の企業や各種団体等の協力のもと、インターンシップ(正規科目)を実施します。また、平成28年度は鳥取県インターンシップ推進協議会が行う地域協働型インターンシップを引き続き県内企業、県内高等教育機関が協力して実施します(No.40)
- 每期実施する授業評価アンケート等により、引き続き授業の改善に取り組みます。(再掲 No.5)

⑥地域イノベーション研究センターのノウハウ等の学生教育への活用

- 地域イノベーション研究センター兼任教員が「プロジェクト研究1～4」、「現代社会と社会学」、「鳥取学」、「特別講義Ⅱ」の授業を担当するなど地域活性化のノウハウや調査研究手法を教育に活用し教育内容の充実につなげます。(No.41)

(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

- 平成28年8月の完成に向けて、実験研究棟の運用準備を進めるとともに、専門科目に対応する実験室、実験設備について、引き続き重点的に整備を行います。また、平成28年上期には大講義室2室からなる新講義棟の建築に着手します。国際交流の拠点となるセミナーハウスについては、引き続き整備に向けて検討を行います。(No.42)
- 教育・学習及び研究用図書資料の充実及び情報環境の整備・充実を引き続き図ります。また、平成28年度はファイアウォール更新による情報セキュリティの維持管理、実

験研究棟建設に伴う同建物内の情報環境の整備を行うとともに、情報システム運用管理のアウトソーシングを推進します。(No.43)

(5) 就職支援に関する目標を達成するための措置

①キャリア教育方針の明確化と学生への就職活動支援

○体系的なキャリア教育の実施ときめ細かな指導により、引き続き学生が描く目標の実現を支援します。(No.44)

[キャリア教育]

- ・「キャリアデザイン A」(フレッシュャーズセミナーを含む)及び「キャリアデザイン II」を必修科目として開講します。「キャリアデザイン II」は担当教員による講義の他、各界からゲストスピーカーを招き、さまざまな職業に触れ学生自らのキャリアについて考えるきっかけを作ります。「キャリアデザイン III」を選択科目として開講します。

[就職支援体制]

- ・鳥取県東部・西部、関西、岡山に配置した企業開拓担当参加が、企業開拓、企業訪問を拡大します。また、各地の参加も積極的に学生指導に関わり内定獲得を支援します。
- ・関西オフィスを活用し、関西以東の企業開拓、学生の就職活動支援を強化します。
- ・就職担当職員が3年生全員と面談し、個々の進路希望等を把握し、就職支援を実施します。夏休み直前の7月及び就職活動に入る前の1~2月の2回実施し、よりの確に学生の状況を把握します。
- ・企業の採用コンサルタント経験を持つ講師による個人就職指導、及び専門のキャリアカウンセラーによるカウンセリングを継続して実施します。
- ・1、2年生対象の進路ガイダンス、3年生対象の就職ガイダンスを開催し、就職に対する意識向上と就職活動スキルを高めます。
- ・学生の企業訪問や採用試験受験に要する交通費等の一部助成等、経済的な支援を行います。
- ・鳥取労働局(ハローワーク鳥取)との共催により学内就職面接会を開催し、卒業予定者の就職活動を支援します。
- ・学内合同企業説明会(県と連携)、同窓会と連携した就職相談会、企業懇談会等を実施します。
- ・インターンシップの内容の充実に努め、鳥取県インターンシップ推進協議会と連携し参加学生の増加を図ります。
- ・COC+事業において、大学と企業・行政が平成28年3月に締結した協定に基づいて、地元への就職が進むようインターンシップの方法等について、企業・行政と一緒に検討していきます。
- ・学内個別企業説明会の開催回数を増やし、学生と企業の接触機会を増やします。
- ・鳥取県・鳥取市との連携による企業開拓等を推進します。
- ・就職内定後のフォローアップ研修を計画し、実施します。

[資格取得支援]

- ・簿記、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者等の資格取得や公務員試験対策について、外部専門学校等と提携して講座を開設した、合格者には、検定料の半額(上限3,000円)を補助します。

- 卒業生の就職内定率は、全国国公立大学平均値以上を目指します。(No.45)

②環境意識の高い人材の輩出

- 引き続き本学独自の環境に関する認定資格制度「鳥取環境大学環境士(TUES 環境士)」を学生に周知し、資格取得を促します。(No.46)
- ECO 検定について、検定合格者には検定料の全額助成や表彰規程に基づき表彰するなど取得を促進し、50人以上の合格者を目指します。(No.47)

(6) 学生支援に関する目標を達成するための措置

①学生の学習活動等の支援と相談体制の充実

- 指導教員(チューター)がオフィスアワーなどで学生の相談に応じ、学習活動を支援します。また、学生フォロー制度で欠席の多い学生を早期に把握し、当該学生に対し、早めにフォローアップしていきます。(No.48)
- 図書館の図書やレファレンス機能を引き続き充実します。(再掲 No.43)
- 保健師・臨床心理士が常駐し、学生、教職員の健康相談に的確に対応するとともに、心の悩みを個別にカウンセリングし、医療機関への引き継ぎを行うなどメンタルヘルス対策を充実していきます。また、医療機関との連携により、健康相談、メンタルヘルス相談を月1回実施します。(No.49)
- これまでも、視覚に障がいのある学生等への要約筆記を実施しており、さらに平成28年度から施行される障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、入試を含めて入学前の対応、入学後の常勤の臨床心理士による定期的なカウンセリングの実施、バリアフリーに対応した施設整備及び学生に対しての教育(アイサポート研修の受講)等のインクルーシブ教育に取り組みます。(No.50)
- 学生団体強化支援の認定及び強化支援に関する要綱に基づき、本学独自の強化部育成対策など、クラブ活動に対する支援を行います。(No.51)
- 学業成績が優秀な学生や、課外活動等で顕著な成果を上げた学生、各種資格・検定に合格した学生を表彰し、学修意欲の向上や課外活動の充実につなげます。(No.52)
- 学友会との意見交換会の実施や、学生・職員提案制度などから、学生、教職員の意見・要望・提案を聞き大学運営に活かします。(No.53)
- 副学長(学生生活・就職担当)の下、指導教員(チューター)、事務局及び保護者が連携しながら、学生支援を行うことにより、入学後4年間で退学率9.3%以下を目指します。また、年度当初の在校学生のうち当該年度内に退学した学生の割合を国公立大学の平均退学率2.65%(文部科学省調査による平均24年度実績)以下を目指します。(No.54)

②学生への情報伝達体制の構築

- 休講情報、気象情報、防犯情報、その他緊急を要する情報を学内WEBや掲示板、デ

デジタルサイネージを活用し学生へ迅速に伝達します。(No.55)

③快適な環境整備やアメニティの向上

- 学生生活実態アンケート、学友会との意見交換会や、学生・職員提案制度などから、学生・教職員等の意見・要望・提案を集め、環境整備やアメニティの向上に活かします。(No.56)
- 路線バスとスクールバスを連携させた学生生活・学外学修交通システムが、より利便性の高い学生の通学手段となるように内容の改善に努めます。また、路線バスを利用することで、学生と地域の連携や公共交通機関の活性化に公立大学として寄与します。(No.57)

④経済的支援の充実

- 生活保護世帯や住民税非課税世帯を対象として授業料減免制度（半免・全免）を実施し経済的に恵まれない学生を支援します。また、遠隔地から通学する学生への負担を軽減するため通学費の補助を行います。(No.58)
- 学生の経済的支援の一助として、引き続き学内で発生する教育研究補助等の作業に学生をアルバイトとして活用します。(No.59)

⑤国際交流に関するサポート体制の強化

- 国際交流推進のための組織体制を引き続き整備するとともに、外国人留学生の受け入れを行うため、引き続き教育環境の整備や奨学制度の実施、相談窓口の設置など、安心して大学生活を送ることができるよう外国人留学生を支援します。(No.60)
- 英語村の利用による異文化体験、学生への情報発信及び海外の学生との交流等を通じ、引き続き海外留学に対する興味を高めます。(No.61)
- 留学を促進するため、留学先での取得単位を本学の単位として認定する制度を、検討します。また、海外語学実習科目については、今後の実施方法、実施校等について検討します。(No.62)
- 留学経験学生30人以上を目指すとともに、引き続き留学を促進するための経済的支援制度を実施します。(No.63)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- サステナビリティ研究所では、引き続き循環型社会形成等の先進的研究を行い、事例報告や研究成果発表のための国際シンポジウムや講演会を開催します。(No.64)
- 研究発表会、シンポジウム、産学官懇談会等で交流を深め、引き続き受託研究や共同研究を推進します。(No.65)

(2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 学内競争的研究費助成制度（特別研究費助成）による研究支援や、各種研究費の募集

情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活発化を図ります。(No.66)

- 教員評価制度において、引き続き研究実績を評価し、全教員が研究に取り組み、研究活動の活性化につなげる意識を高めます。(No.67)
- 競争的外部資金の申請 21 件以上、近県公立大学平均採択率以上を目指します。(No.68)

3 社会貢献・地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

①「地（知）の拠点大学事業」(COC 事業)」の取組み

- 事業協働地域である鳥取県東部地域を中心に「とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム」との連携を深めつつ、地域の現状と課題について把握し、理解を深めるための教育研究活動を目指します。(No.69)
- 「鳥取学」の必修化等を視野に入れたカリキュラム改革を段階的に進めることにより地域指向科目群の充実や少人数のクラスを編成し実際に地域に出かけ実践的な問題発見・解決力を養う地域連携型少人数 PBL (Project-Based Learning) であるプロジェクト研究を実施します。(No.70)
- これらと並行し、「むらなかキャンパス」の設置を検討するとともに、「TUES 麒麟マイスター」の導入に向け、資格認定の制度設計に取り組みます。(No.72)
- 事業推進の根幹をなすカリキュラム改革及び地域との連携を確実に推進していくため、専任教員 1 名を雇用します。(No.73)

②「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+事業)」の取組み

- 申請校である鳥取大学、参加校である鳥取短期大学、鳥取看護大学および国立米子工業高等専門学校と連携して、参加校として COC+事業を推進します。取り組みに当たっては、27 年度に開始した学習支援事業を継続し、本学が取り組む COC 事業と連動させながら、地域に愛着を持つ地域指向の人材育成を通じた卒業生の県内就職や地域定着の増加を目指します。(No.74)

③TORC の研究成果等の継承・展開

- 地域イノベーション研究センターは、引き続き地域の豊かな生活実現に貢献するため調査研究・地域連携活動や情報収集提供活動等を積極的に展開していきます。(No.75)
- 地域イノベーション研究センターは、引き続き地域と大学を結ぶ役割を果たします。また、とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム並びにその活動拠点としてのまちなかキャンパスを運営し、地域の窓口としての機能を果たします。(No.76)

④地域社会に対する大学教育・成果の還元

- 公開講座は、引き続き広く一般を対象としたもののほか、夏期休業中の小・中・高校生を対象にしたものなど、多様な講座を開設し、受講者がより受講しやすい時間帯・場所で講座を開講します。また、中部地区及び西部サテライトキャンパスでも開催

します。(No.77)

- 通常授業の中でも、地域課題をテーマとした講義や外部講師による特別講義等については引き続き可能な限り一般県民に公開します。(No.78)
- 公開講座等は24回以上開催し、受講者数900人を目指します。(No.79)
- 教職課程を有する公立大学として地域に貢献するため、引き続き平成27年度も教員免許状更新講習を実施します。(No.80)

⑤地域連携活動の推進

- 地域連携に関する相談窓口であるまちなかキャンパスで、引き続き広く地域から要望や意見を受け付けます。(No.81)
- 図書館は地域住民への一般開放等により、引き続き地域の利用促進を図ります。(No.82)
- 西部サテライトキャンパスでは、引き続き公開講座や講演会、研究成果発表会等を開催し、また高校や企業・団体等との連携窓口としての機能を果たしながら、県西部地区に対する地域貢献を実施します。(No.83)
 - ・鳥取県西部総合事務所、及び近隣市町村と連携をとり、学生を主体とした地域交流事業に積極的に取り組みます。
 - ・平成25年度より実施している「伯耆町日光地区協議会との交流事業」については、平成26年に伯耆町並びに伯耆町日光地区協議会と締結した協定に基づき、引き続き積極的に交流するとともに、伯耆町との交流も推進します。
 - ・鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会のコンテンツを有効利用し、平成26年度に続き、鳥取環境大学「未来につながる授業」を制作し、放映することで本学の基本理念である「人と社会と自然との共生」について、広く県民対し広報します。
 - ・平成26年度前期の「環境マネジメント実習・演習Ⅰ（環境学部2年授業科目）」で実施したように、鳥取県西部地区が授業における研究フィールドとなるよう、教員や西部地区の行政、企業等と連携した活動に取り組みます。
- 引き続き地域活性化・地域貢献に関する研究23テーマ以上、成果の発表9回以上実施します。(No.84)
- 地域住民等が気軽に英語村を利用することができるよう、引き続きまちなかキャンパスでの「まちなか英語村」を定期的で開催するとともに、東・中・西部の市町村にも出向いて「出張英語村」を開催します。(No.85)

(2) 地域の学校との連携に関する目標を達成するための措置

- 鳥取県教育委員会との協定に基づき、引き続き県下の小中学校、高校への教員の派遣や、教育支援に取り組みます。(No.86)
- ホームページで出前授業の一覧を公開し、近隣県での利用を薦めます。(No.87)

- 小中学校、高校への出前授業18回以上、英語村などの施設の小中学校、高校の公式行事としての利用回数21回以上を目指します。また、西部サテライトキャンパスでも「出前英語村」「科学教室」を開催します。(No.88)

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

①海外大学との交流推進と環境整備

- 平成28年度も引き続き清州大学（韓国）との間で相互に留学を実施するとともに、清州大学、ウラジオストク国立経済サービス大学（ロシア）及びミドルベリー大学（米国）等との交流を継続します。(再掲 No.24)
- 海外大学との教員交流を行いながら、共同研究の可能性を検討します。(No.89)
- 海外大学との学生交流・文化交流について、参加学生数31人以上、交流回数7回以上を目指します。(No.90)
- 引き続き留学を促進するための経済的支援制度を実施します。また、海外からの留学生の住居や研修できる施設（セミナーハウス）の整備について検討します。(No.91)

②国際交流窓口機能の強化

- 鳥取県国際交流財団、鳥取大学国際交流センター、鳥取県留学生交流推進会議等との意見交換等を通じ、引き続き外国人留学生の受入れや留学生の派遣、留学支援に関する情報の収集、検討を行います。(No.92)
- 国際交流推進のための組織体制を引き続き整備するとともに、外国人留学生の受け入れを行うため、引き続き教育環境の整備や奨学制度の実施、相談窓口の設置など、安心して大学生活を送ることができるよう外国人留学生を支援します。(再掲 No.60)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営体制に関する目標を達成するための措置

- 引き続き幹部会議等を適切に運営し、学内での情報共有と意思決定の迅速化を図ります。また、経営審議会、教育研究審議会の学外委員の意見を大学運営に反映します。(No.93)
- IRは、教育、経営、財務情報を含む大学内部のさまざまなデータの入手や分析と管理、戦略計画の策定、大学の教育プログラムのレビューと点検など包括的な内容ですが、近年教育の内部質保証（大学における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み）を推進していく役割としてのIRが注目されており、推進するためには全学的な取り組みとしての組織化や規程化が必要です。ついては、他大学の事例を参考にしながら責任体制及び実施組織について検討します。(No.94)
- 教職員一人ひとりが大学運営に対する意識を高めることにより、引き続きオープンキャンパス等全学的行事への教職員参加率80%を目指します。(No.95)

2 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するための措置

(1) 大学活動の積極的周知と県民ニーズのくみ取り

- 引き続きホームページのコンテンツの充実や本学の様々な活動について積極的にマスメディアに情報提供するとともに、「県政だより」や「とっとり市報」を活用して活動内容をアピールします。(No.96)
- 引き続き展示会、講演会、シンポジウム等の機会を活用し、案内、説明、チラシ配布等情報発信の密度を高めます。(No.97)

(2) 外部との迅速かつ円滑な意思疎通

- 県内高等学校長との意見交換会、進路指導担当教員説明会を開催し、引き続き本学の教育に対する期待や要望を聞き取ります。(No.98)
- 在学生の保護者に対し、学報や成績表等を送付し、本学や学生の現状を報告するとともに、必要に応じて保護者と教職員が面談を行うなど、引き続ききめ細かく学生を支援します。(No.99)

3 事務局の組織・人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置

(1) 多彩で有能な事務職員養成

- SD（スタッフ・ディベロップメント）に関する大学設置基準等の改正（平成29年4月改正予定）に対応した研修計画・体制整備について検討します。(No.100)
- 公立大学協会主催の研修、鳥取県職員人材開発センター主催の研修等に参加し、引き続き事務職員としての能力開発を行います。また、外部のノウハウを活用し、人材育成について、体系的なプログラムを実施します。さらに、設置者との交流人事を実施し、長期研修を行います。(No.101)
- 人事評価制度、コーチングプログラム研修等を有機的に組み合わせた職員の育成方針を示す「事務職員人材育成プラン（仮称）」の策定を目指します。(No.102)
- 公設民営大学から公立大学化した4大学（高知工科大学、名桜大学、静岡文化芸術大学、長岡造形大学）との研修会に参加し意見交換をすることにより、他大学の優れた業務遂行方法や仕組み等を吸収し、他大学職員との交流も同時に深めます。(No.103)

(2) 事務職員人事評価制度の導入

- 目標達成度に応じて勤勉手当の支給率に反映させる評価制度について、県の取組を参考に、過半数代表者の意見を聞きながら、大学の実態に合った制度を検討します。(No.104)
- 業務の繁忙を勘案し7月異動を基本としつつ、必要に応じて人事異動を行い組織の活性化を図ります。(No.105)

4 大学の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 予算を編成するにあたっては、限られた財政資源を有効活用することを念頭に、重点的に取り組むべき事項を定め、具体的な課題に対し、大学運営の優先順位に基づき、全学的、戦略的に配分します。(No.106)

- 継続事業については事業目的を再確認するとともに内容を点検し、廃止の可能性や実施の必要性を十分検討するとともに、継続する場合には、トータルコストを考慮し、より効果が見込めるような見直しを行います。(No.107)
- 常にコスト意識をもった予算管理を徹底するとともに、複数年契約など契約内容の見直しや、契約における競争的環境を確保するなど、引き続き経費削減に努めます。(No.108)
- 教育研究等を効率的、効果的に行っていくための組織づくりを引き続き進めます。(No.109)
- 経営・教学の主要な役職員をメンバーとした幹部会議等により、経営上の課題等も共有し、引き続き効率的な予算執行を行います。(No.110)
- 教員人事評価制度、職員人事評価制度及びFD・SD研修等により、引き続き質の高い教職員を養成します。(No.111)

Ⅲ 安定的な経営確保・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

- 法人及び大学の運営全般や重要事項について幹部会議等で協議、情報共有し、適切に大学の経営・運営を引き続き行います。(No.112)
- 安定的経営を確保するためには、志願者の安定確保と入学定員の充足が不可欠であり、志願者確保に向けた取組を引き続き実施します。(No.113)
- 自己財源7億円以上を達成し、経常的支出に占める人件費の割合65%以内を目指します。(No.114)
- 自己財源比率については、50%以上を目指します。(No.115)

2 志願者確保に関する目標を達成するための措置

(1) 志願者確保を達成するための具体的方策

- 入試の志願者データ及び高校訪問結果に基づき、訪問地域、高校等の検証を行い、重点化などの対策を検討しながら、高校・予備校への訪問、進学相談会を引き続き開催します。また、関西オフィスを活用し、関西以東の高校等への志願者広報を強化します。(No.116)
- 志願者の利便性を図るため、インターネット出願の導入を検討します。(No.117)
- 教員による出前授業、在学生による母校訪問等において、本学教育の特色を引き続きアピールします。(No.118)
- オープンキャンパスの開催に際し、高校訪問、高等学校教員説明会、資料請求者へのDM、受験情報誌等で案内するとともに遠隔地から無料の送迎バスを運行し、引き続き参加者の増加を図り、参加者数1,406人以上を目指します。(No.119)

- 県内高校に対しては、高校訪問や校長との意見交換会等を通じて、特にきめ細やかな対応を引き続き行います。また、西部サテライトキャンパスでも大学説明会を開催します。(No.120)
- 入学定員の5倍以上の志願者を確保するとともに入学定員充足率100%を達成します。(No.121)

(2) 入試のあり方、各学部定員のあり方の検討

- アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、平成27年度入試と同様に一般入試と特別入試(AO、推薦)を実施します。推薦入試については、専門高校枠・地域枠を設定します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も引き続き実施します。(再掲 No.1)
- 志願状況、入学者の成績の追跡調査、地元の高校等の要望や意見を参考にしながら、入試区別の定員や入試方法、入試科目等について引き続き検討を行います。(No.122)

3 自己財源の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 料金の設定

- 授業料等学生納付金は、他の公立大学の状況等を踏まえ設定します。なお、県内入学生については、入学金の減額を行います。(No.123)
 【授業料：535,800円】
 【入学金：県内学生 188,000円、県外学生 282,000円】
- 受益者負担の観点から学外者の施設利用料金等を鳥取県等の基準を参考に適切に設定し、大学施設の貸出しを行います。(No.124)

(2) 競争的外部資金の獲得

- 学内競争的研究費助成制度(特別研究費助成)による研究支援や、各種研究費の募集情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活発化を図ります。(再掲 No.66)
- 競争的外部資金の申請15件以上、近県公立大学平均採択率以上を目指します。(再掲 No.68)

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 予算を編成するにあたっては、限られた財政資源を有効活用することを念頭に、重点的に取り組むべき事項を定め、具体的な課題に対し、大学運営の優先順位に基づき、全学的、戦略的に配分します。(再掲 No.106)
- 継続事業については事業目的を再確認するとともに内容を点検し、廃止の可能性や実施の必要性を十分検討するとともに、継続する場合には、トータルコストを考慮し、より効果が見込めるような見直しを行います。(再掲 No.107)
- 常にコスト意識をもった予算管理を徹底するとともに、複数年契約など契約内容の見

直しや、契約における競争的環境を確保するなど、引き続き経費削減に努めます。(再掲 No.108)

- 環境マネジメントシステムにより、公立鳥取環境大学環境方針に基づき策定した3年ごとの実行目標の達成を目指します。(No.125)
- 定員管理において、教員は大学設置基準で定められている教員数を確保し、非常勤教員を含めた教員配置を行います。事務職員数は効率的な業務運営を前提とし、引き続き適切な職員配置を行います。(No.126)
- 給与制度については、鳥取県職員の制度に準じる制度で運用するとともに、嘱託職員を中期目標に沿って効率的に配置・活用し、人件費抑制措置を行います。(No.127)

5 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な施設整備とその活用

- 平成28年8月の完成に向けて、実験研究棟の運用準備を進めます。また、平成28年上期には大講義室2室からなる新講義棟の建築に着手します。国際交流の拠点となるセミナーハウスについては、引き続き整備に向けて検討を行います。(再掲 No.42)

(2) 施設の積極的地域開放

- 地域に開かれた大学として、大学の教育・研究等に支障のない範囲において、施設の積極的な開放を引き続き行います。(No.128)
- 図書館は、地域住民への一般開放等により、地域の利用促進を引き続き図ります。(再掲 No.82)

IV 点検・評価・情報公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 チェック体制・設置者による評価に関する目標を達成するための措置

- 大学運営全般について、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会による評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用します。(No.129)

2 自己点検に関する目標を達成するための措置

- 認証評価機関による評価(第三者評価)の結果で努力課題に挙げられた大学院に関する項目について引き続き改善活動に取り組みます。また、平成29年度に提出する改善報告書の作成に向けて準備をします。(No.130)
- 認証評価制度に関する省令の改正(平成30年4月改正予定)に伴い、第三期認証評価において大学における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み(内部質保証の機能)に関して重視されることから、IRを含めて内部質保証を推進していく責任体制及び組織体制について検討します。(再掲 No.32)

3 情報公開と広報活動に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報提供

- 廃棄物問題など環境分野における先進的な取組など、大学の評価を高める特徴的な教育研究活動に関する情報を引き続き積極的に提供、広報します。(No.131)

- ホームページ等を活用して学校教育法、地方独立行政法人法等に基づいた教育活動や業務運営に関する各種情報の公開度を引き続き高めます。(No.132)

(2) 実効的な広報戦略の展開

- 「公立鳥取環境大学広報戦略」に基づき、情報発信強化、学内広報基盤強化、大学ブランド形成に向けて、全学が一丸となって広報戦略を展開します。(No.133)
- 全国高校生の志願動向を把握し、資料請求者情報や志願者情報の調査分析により、学生に直接働きかけるもの、高校教員や保護者に対するものなど様々な媒体を活用して最も効果的な広報手段を検討し、引き続き戦略的な広報を展開します。(No.134)
- 引き続き教員・学生の活動情報をマスメディアに積極的に提供することにより、本学の評価につなげていきます。(No.135)

V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 コンプライアンス（法令遵守）に関する目標を達成するための措置

- コンプライアンスの推進に関する基本方針の周知を図るとともに、教職員、学生等にコンプライアンスに関わる啓発、研修等を実施します。(No.136)
- 研究活動における不正行為及び公的研究費の管理・監査についてガイドラインを遵守し、体制整備、研究倫理やコンプライアンス教育の充実や内部監査等を引き続き行います。(No.137)
- 公益通報・相談窓口等を通して、コンプライアンスに反する事案が発生した場合に引き続き対応します。(No.138)

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ハラスメントに対する相談窓口やその対応等について、フレッシュャーズセミナー、ガイダンスでの説明及びパンフレットの配布を通じて学生などに周知・啓発します。また、ハラスメントに対する対応を適切に行うなど、人権侵害のない良好な就学・就業環境の維持・向上を図ります。(No.139)

3 施設整備に関する目標を達成するための措置

- 環境マネジメントシステムにより、公立鳥取環境大学環境方針に基づき策定した3年ごとの実行目標達成を引き続き目指します。(再掲 No.125)
- 施設設備について、長期的な利用やユニバーサルデザイン化を考慮して、保全・改修を計画的に行います。(No.140)

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「鳥取県個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な管理を引き続き行います。(No.141)
- 平成27年度から施行した情報セキュリティポリシーに基づいて学内の情報システ

ムを整備するとともに、教職員、その他学内に常駐する業者等に対する研修等を引き続き行います。(No.142)

- 学内の労働安全環境の整備、充実を図るため、定期的に衛生委員会を開催します。また、法令に基づく、各種健康診断、ストレスチェックを実施し、その結果に基づく職場改善や業務改善に努め、労働安全衛生の向上に努めます。(No.143)
- 平成28年竣工予定の実験研究棟の整備に併せ、毒物・劇物の使用が増えることから、専任の管理者の配置も含め、管理体制について検討します。(No.144)

VI 予算、収支計画及び資金計画

大学経営にあたっては、常に優先順位に基づいた予算執行、諸支出の点検、見直し、収入の拡大等を図ることにより、平成28年度決算において剰余金が生じるよう最大限努力します。

VII 剰余金の使途

平成27年度決算において剰余金が発生した場合には、地方独立行政法人法に基づき適切に処理するとともに、目的積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善のために充当します。

VIII 新生公立鳥取環境大学運営協議会の規程で定める業務運営に関する計画

1 施設及び設備に関する計画（再掲）

- 実験研究棟については平成28年8月の竣工に向けて準備を進めます。
- 平成28年上期に大講義室2室からなる講義棟の新築工事に着手し、平成29年夏の竣工を目指して整備を進めます。
- 更新時期を迎えた、地下電源設備の蓄電池、高圧負荷開閉器、昇降機設備備品等を適切に交換し、施設設備の安定運営を目指します。

2 人事に関する計画（再掲）

(1) 多彩で有能な事務職員養成

- SD（スタッフ・ディベロップメント）に関する大学設置基準等の改正（平成29年4月改正予定）に対応した研修計画・体制整備について検討します。
- 公立大学協会主催の研修、鳥取県職員人材開発センター主催の研修等に参加し、引き続き事務職員としての能力開発を行います。また、外部のノウハウを活用し、人材育成について、体系的なプログラムを実施します。さらに、設置者との交流人事を実施し、長期研修を行います。
- 人事評価制度、コーチングプログラム研修等を有機的に組み合わせた職員の育成方針を示す「事務職員人材育成プラン（仮称）」の策定を目指します。
- 公設民営大学から公立大学化した4大学（高知工科大学、名桜大学、静岡文化芸術大学、長岡造形大学）との研修会に参加し意見交換をすることにより、他大学の優れた業務遂行方法や仕組み等を吸収し、他大学職員との交流も同時に深めます。

(2) 事務職員人事評価制度の導入

- 目標達成度に応じて勤勉手当の支給率に反映させる評価制度について、県の取組を参考に、過半数代表者の意見を聞きながら、大学の実態に合った制度を検討します。
- 業務の繁忙を勘案し7月異動を基本としつつ、必要に応じて人事異動を行い組織の活性化を図ります。

(3) 教育・研究活動を推進する人事制度の構築

- 環境学部及び経営学部では、文部科学省に提出した計画に基づく教員配置に加え、リベラルアーツの推進やカリキュラム改革に必要な教育・研究体制を整備するため、平成28年度に3名の教員を増員配置（平成29年度までに9名）します。

予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	1,025
施設整備費補助金	0
自己収入	790
授業料及び入学金、検定料収入	756
財産収入	16
雑収入	18
受託共同研究等収入	5
寄附金収入	843
補助金等収入	18
目的積立金取崩	22
合 計	2,703
支出	
教育研究経費	572
一般管理費	153
人件費	1,112
受託共同研究等経費	5
寄附金事業費	843
補助金等事業費	18
年度余剰	0
合 計	2,703

2. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	1,779
経常費用	1,779
業務費	1,549
教育研究経費	432
受託研究費等	5
役員人件費	35
教員人件費	666
職員人件費	411
一般管理費	148
減価償却費	82
臨時損失	0
収益の部	1,757
経常収益	1,757
運営費交付金収益	920
授業料収益	594
入学金収益	81
検定料収益	26
受託研究等収益	5
寄附金収益	1
補助金等収益	14
財務収益	16
雑益	18
資産見返負債戻入	82
臨時利益	0
純利益	△ 22
目的積立金取崩額	22
総利益	0

3. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1,698
投資活動による支出	1,006
財務活動による支出	15
翌年度への繰越金	671
資金支出合計	3,390
資金収入	
業務活動による収入	1,839
運営費交付金による収入	1,025
授業料及び入学金、検定料による収入	756
受託研究等による収入	5
寄附金による収入	1
補助金等による収入	18
その他の収入	34
投資活動による収入	100
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,451
資金収入合計	3,390